

孤独・孤立対策の各種施策の評価・検証の在り方について

令和7年1月

1. これまでの議論の整理

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）において、孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めることとされ、孤独・孤立対策推進本部は、適時に当該目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならないこととされている。
- こうした中、これまでの有識者会議において、「（重点計画の）具体的施策に定める各種施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めるべきである。この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとしてわかりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する視点を持つこと等が重要である。また、孤独・孤立対策では継続性が大事であることから、利用者数をもってのみ施策の必要性を図るのではなく、施策の改善の在り方の検討等に用いるといった留意が必要である。政府は、引き続き、各種施策の実施状況の評価・検証の指標について検討を続けるべきである。加えて、孤独・孤立対策として効果的な支援の手法や効果の測定に関するエビデンスの収集・情報提供にも努めるべきである。」との御意見をいただいたところ。
- これらの有識者会議での御意見等を踏まえ、昨年6月に策定した「孤独・孤立対策重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）においては、「特に重点を置いて取り組むべき事項」として、「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」を盛り込んでいる。

2. 評価・検証の在り方について

- 現行の重点計画において、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとしてわかりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する評価の視点を取り入れることなど、目標の設定に当たっての工夫を行っているところ。
各種施策の評価・検証を通じた取組を推進する観点から、好事例の横展開などを含め、議論を深めていくこととしてはどうか。

(参考1) 孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)(抄)

(孤独・孤立対策の重点計画)

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。)を作成しなければならない。

2 (略)

3 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 (略)

5 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならない。

(参考2) 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定)(抄)

2. 特に重点を置いて取り組むべき事項

(3) 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

- 推進法第8条第3項に基づき、重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとされている。このため、「Ⅲ. 具体的施策」に定める各施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めることとする。
- この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを旨すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する評価の視点を持つこと等が重要である。また、孤独・孤立対策では継続性が重要であることから、利用者数をもってのみ施策の必要性を図るのではなく、施策の改善の在り方の検討等に用いるといった留意が必要である。
- 政府は、引き続き、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を通じて、取組の推進を図る。さらに、評価・検証のためのエビデンスの収集、評価・検証の指標についての検討も続けることとする。加えて、孤独・孤立対策として効果的な支援の手法や効果の測定に関するエビデンスの収集・情報提供にも努めることとする。